

重要事項説明書

1. 指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	訪問看護ステーションむぎわら家
代表者氏名	村松 紀幸
本社所在地	〒510-8021 三重県四日市市松寺1丁目5番地29号
連絡先及び電話番号	TEL：059-361-1133・FAX：059-361-1134
法人設立年月日	平成7年6月

2. 利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業の目的及び運営の方針

事業所名	訪問看護ステーションむぎわら家		
所在地	〒510-8021 三重県四日市市松寺1丁目5番地29号		
連絡先	TEL・FAX：059-337-8126		
事業所代表	栗田 貴史	管理者	源田 佳月
サービス種類	訪問看護		
介護保険事業所番号	2460290717		
サービス提供地域	四日市市、三重郡川越町、三重郡朝日町、桑名市、いなべ市、員弁郡東員町		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。
運営方針	ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供し、要介護状態の軽減または悪化防止（予防も含む）に資するように療養上の目標を設定して支援する。 訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の意思及び人権を尊重し、地域の保険医療・福祉などの関係機関との連携により総合的な訪問看護サービス提供に努める。 本事業所は必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう事業実施体制の整備に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日：8：30～17：30 （サービス提供時間 9：00～17：15）
定休日	日曜日・その他年間休業日（12/29～1/3）

(4) 事業所の職員体制

	職員体制
管理者	2.5名以上
看護職員	
理学療法士	1名以上
作業療法士	
言語聴覚士	
管理栄養士	1名以上

(5) 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

担当者：栗田 貴史（事業所代表）

連絡先：TEL・FAX：059－337－8126

受付時間：営業日の 8：30～17：30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受け付けております。

【外部相談・苦情窓口】

四日市市の相談・苦情窓口 四日市市役所介護保険課	(059) 354-8190
三重県の相談・苦情窓口 居宅サービス・介護人材班	(059) 224-2262
国保連合会の相談・苦情窓口 保険介護福祉課	(059) 222-4165

3. 提供するサービスの内容と禁止事項について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護の計画作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目的に応じて具体的なサービスの内容を定めた訪問看護計画書を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 褥瘡の予防及び処置 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 清拭、洗髪等による清潔の保持や入浴介助 ⑤ カテーテルなどの医療器具の管理 ⑥ リハビリテーションの指導 ⑦ 療養生活や介護方法に関する相談や指導 ⑧ 介護や福祉制度の相談 ⑨ その他主治医の指示に基づく必要な医療処置 ⑩ 介護予防訪問看護（口腔ケア・栄養指導・リハビリ・身体維持機能など） ⑪ 訪問看護報告書の作成

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) サービス利用上の禁止行為

利用者様またはご家族による看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ① サービスに必要ながないことを強制的に行わせること
- ② 看護師等の指摘・指示を無視すること
- ③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨ わいせつ画像の閲覧、配布、掲示
- ⑩ 身体的暴力行為を行うこと
- ⑪ 一方的に恫喝することや人格を傷つける発言を行うこと
- ⑫ 私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ⑬ その他前各号に準ずる言動を行うこと

4. その他の費用について

(1) 交通費

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。

交通費（車両使用の場合）	1 kmにつき 30 円	交通費（公共交通機関利用の場合）	実費
--------------	--------------	------------------	----

(2) 駐車場料金

有料パーキングの利用が必要な場合、パーキング代が実費負担となる場合があります。

(3) キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料金を頂きます。

ご利用日前日の 17 時までにご連絡をいただいた場合	キャンセル料不要
ご利用日前日の 17 時～ご利用日の訪問 1 時間前までにご連絡をいただいた場合	1,000 円
ご利用当日、訪問時のキャンセル、訪問時不在の場合	全額自費負担

※当日の体調不良・入院等の理由による場合はキャンセル料が発生いたしません。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

5. 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア) 利用料、利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ) 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア) サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 (ア) 利用者指定口座からの自動振替 毎月 26 日（銀行休業日の場合は翌営業日に自動振替いたします） (イ) 現金払い（銀行口座を持っていない場合のみ） (ウ) 事業者指定口座への振り込み（振込手数料は利用者負担）

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から 3 ヶ月以上遅延し、さらに未払いの督促から 30 日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。

なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員（ケアマネジャー）へご相談ください。まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・利用者が亡くなられた場合

④契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者や家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、利用者は即座に契約を解約することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を終了させていただく場合があります。

⑤その他

- ・利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・利用者に、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。
- ・サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）や介護保険負担割合証、健康保険証、医療証等を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- ・利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- ・主治医の指示ならびに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護予防訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「介護予防訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- ・サービス提供は「介護予防訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「介護予防訪問看護計画」は利用者等の心身の状況や以降などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ・看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族からの提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

8. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

10. 居宅介護支援事業者等との連携

- ・指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ・サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ・サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

11. サービス提供の記録

- ・指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ・指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ・利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

12. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	事業所代表　：　栗田　貴史
-------------	---------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けた、と思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症にかかる業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

14. 利用料金 【介護保険】（地域区分6級地：介護報酬1単位あたり×10.42円が実際の報酬単価となります）

（1）利用料金 **要介護** （※准看護師による訪問は下記の90%で算定） 西暦2025年4月1日現在

サービス所要時間		基本料金（要介護）			
		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	I 1	314 単位	328 円	655 円	982 円
30分未満	I 2	471 単位	491 円	982 円	1473 円
30分以上1時間未満	I 3	823 単位	858 円	1,715 円	2,573 円
1時間以上1時間30分未満	I 4	1128 単位	1,176 円	2,351 円	3,526 円
理学・作業療法士等による訪問(20分)	I 5	294 単位	307 円	613 円	919 円
理学・作業療法士等による訪問(40分)	I 5-2	588 単位	613 円	1,226 円	1,838 円
理学・作業療法士等による訪問(60分)	I 5-2 超	794 単位	828 円	1,655 円	2,482 円

（2）利用料金 **要支援** （※准看護師による訪問は下記の90%で算定）

サービス所要時間		基本料金（要支援）			
		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	I 1	303 単位	316 円	632 円	948 円
30分未満	I 2	451 単位	470 円	940 円	1,410 円
30分以上1時間未満	I 3	794 単位	828 円	1,655 円	2,482 円
1時間以上1時間30分未満	I 4	1090 単位	1,136 円	2,272 円	3,408 円
理学・作業療法士等による訪問(20分)	I 5	284 単位	296 円	592 円	888 円
理学・作業療法士等による訪問(40分)	I 5-2	568 単位	592 円	1,184 円	1,776 円
理学・作業療法士等による訪問(60分)	I 5-2 超	426 単位	444 円	888 円	1,332 円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※早朝・夜間（6時～8時・18時～22時）は1回につき所定単位数の25%、深夜（22時～翌6時）の場合は所定単位数の50%に相当する単位数が加算されます。

■理学療法士等による訪問看護の評価の見直しは下記の通りになります。

・厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所（指定介護予防訪問看護事業所）については、1回につき8単位を所定単位数から減算します。

・介護予防（要支援）については、12月を越えて行う場合は、介護予防訪問看護費の減算（※）をしている場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算し、介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算します。

（※ 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合の8単位減算）

算定要件等

○次に掲げる基準のいずれかに該当すること

イ：当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を越えていること。

ロ：緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。

(3) サービスの加算料金

西暦 2025 年 4 月 1 日現在

加 算 項 目		単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
初回加算（Ⅰ）		※1	350 単位	365 円	730 円	1,095 円
初回加算（Ⅱ）			300 単位	313 円	626 円	938 円
退院時共同指導加算		※2	600 単位	626 円	1,251 円	1876 円
特別管理加算（Ⅰ）（1 月につき）		※3	500 単位	521 円	1,042 円	1,563 円
特別管理加算（Ⅱ）（1 月につき）			250 単位	261 円	521 円	782 円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（1 月につき）		※4	600 単位	626 円	1,251 円	1876 円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（1 月につき）			574 単位	599 円	1,197 円	1,795 円
複 数 名 訪 問 加 算 （Ⅰ）	所要時間 30 分未満の場合	※5	254 単位	265 円	530 円	795 円
	所要時間 30 分以上の場合		402 単位	419 円	838 円	1,257 円
複 数 名 訪 問 加 算 （Ⅱ）	所要時間 30 分未満の場合		201 単位	210 円	419 円	629 円
	所要時間 30 分以上の場合		317 単位	331 円	661 円	991 円
長時間訪問看護加算		※6	300 単位	313 円	626 円	938 円
看護・介護職員連携強化加算		※7	250 単位	261 円	521 円	782 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		※8	6 単位	7 円	13 円	19 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）			3 単位	4 円	7 円	10 円
看護体制強化加算（Ⅰ）			550 単位	574 円	1,147 円	1,720 円
看護体制強化加算（Ⅱ）			200 単位	209 円	417 円	626 円
看護体制強化加算（介護予防）			100 単位	105 円	209 円	313 円
専門管理加算（1 月につき）		※9	250 単位	261 円	521 円	782 円
口腔連携強化加算		※10	50 単位	53 円	105 円	157 円
遠隔死亡診断補助加算		※11	150 単位	157 円	313 円	469 円
ターミナルケア加算		※12	2,500 単位	2,605 円	5,210 円	7,815 円

(4) その他利用料金

エンゼルケア (死後の処置)	15,000 円 (税込み)
----------------	----------------

- ※1 初回加算 (Ⅰ) は新規に介護予防訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定いたします。初回加算 (Ⅱ) を算定している場合は算定しません
- 初回加算 (Ⅱ) は新規に介護予防訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した翌日以降に看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定いたします。
- 初回加算 (Ⅰ) を算定している場合は算定しません
- ※2 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※3 特別管理加算は、指定介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者 (別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。) に対して、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的に管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、若しくは留置カテーテルを使用している状態
 - ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ④ 真皮を超える褥瘡の状態

⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

なお、特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ※4 緊急時介護予防訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。
- ※5 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）が同時に介護予防訪問看護を行う場合、（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算し複数名訪問看護加算Ⅱは看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※6 長時間介護予防訪問看護加算は、特別管理加算の対象に対して、1回の時間が1時間30分以上を超える介護予防訪問看護を行った場合、介護予防訪問看護の所定のサービス費（1時間以上1時間30分未満）に加算します。
なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※7 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※8 サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして三重県に届け出た介護予防訪問看護事業所が、利用者に対して、介護予防訪問看護を行った場合に加算します。
- ※9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、所定単位数に加算する。
- イ. 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合
- ・ 悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者
 - ・ 真皮を越える褥瘡の状態にある利用者
 - ・ 人工肛門又は人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者
- ロ. 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合
- ・ 診療報酬における手順書加算を算定する利用者
- ※対象の特定行為：気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正
- ※10 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
- ※11 離島等に居住する利用者の死亡診断について、診療報酬における対応との整合性を図る観点から、ターミナルケア加算を算定し、看護師が情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合の評価
- ※12 ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族の同意を得てその死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅外で死亡された場合を含む）に加算します。
- ※ 主治医（介護保険施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って介護保険による介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険となります。
- ※ 利用料の支払いについて、事業者が法定代理受理を行わない場合は利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付いたしますのでお支払いいただいた領収書を添えてお住いの市区町村に、利用料負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

15. 利用料金 【医療保険】

(1) 利用料金

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき訪問看護を提供し、基本料金並びにその利用料をお支払いいただきます。

(2) 訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費(Ⅰ)

西暦 2025 年 4 月 1 日現在

イ 保健師、助産師、看護師による場合	週 3 日目まで	5,550 円/回
	週 4 日目以降	6,550 円/回
ロ 准看護師による場合	週 3 日目まで	5,050 円/回
	週 4 日目以降	6,050 円/回
ハ 緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケアに係る専門の研修を受けた看護師（管理療養費の算定無し）	月 1 回を限度	12,850 円/月
ニ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合		5,550 円/回

訪問看護基本療養費(Ⅱ)

イ 保健師、助産師、看護師による場合		
(1) 同一日に 2 人	週 3 日目まで	5,550 円/回
	週 4 日目以降	6,550 円/回
(2) 同一日に 3 人以上	週 3 日目まで	2,780 円/回
	週 4 日目以降	3,280 円/回
ロ 准看護師による場合		
(1) 同一日に 2 人	週 3 日目まで	5,050 円/回
	週 4 日目以降	6,050 円/回
(2) 同一日に 3 人以上	週 3 日目まで	2,530 円/回
	週 4 日目以降	3,030 円/回
ハ 緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケアに係る専門の研修を受けた看護師（管理療養費の算定無し）	他の訪問看護事業所で同一日に共同して行う訪問看護	12,850 円/月 (管理療養費の算定無し)
ニ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合		
(1) 同一日に 2 人		5,550 円/回
(2) 同一日に 3 人以上		2,780 円/回

訪問看護基本療養費(Ⅲ) (外泊)	8,500 円/回
-------------------	-----------

訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問の場合) 月に 1 回	13,230 円	イ：機能強化型訪問看護管理療養費 1
	10,030 円	ロ：機能強化型訪問看護管理療養費 2
	8,700 円	ハ：機能強化型訪問看護管理療養費 3
	7,670 円	ニ：イからハまで以外の場合(従来型)
訪問看護管理療養費 (月の 2 日目以降の訪問の場合) 1 日につき	3,000 円	イ：訪問看護管理療養費 1
	2,500 円	ロ：訪問看護管理療養費 2
ベースアップ評価料 (I) (月 1 回)	780 円	医療従事者の賃上げ実施費用として、訪問看護管理療養費を算定する場合に同時算定
24 時間対応体制加算 (I) イ：24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800 円/月	休日や夜間・早朝・深夜帯でも病状の変化 当時に電話で看護に関する意見を求めることができる体制にあり、必要時には訪問看護を行います。
24 時間対応体制加算 (II) ロ：イ以外の場合	6,520 円/月	
緊急訪問看護加算 (イ：月 14 日目まで)	2,650 円	利用者又はその家族等からの電話等による 緊急の求めに応じて、主治医の指示により、緊急に指定訪問看護を実施します。
(ロ：月 15 日目以降)	2,000 円	
難病等複数回訪問看護加算	1 日 2 回目 4,500 円	
	1 日 3 回目 8,000 円	
長時間訪問看護加算 (1 時間 30 分を超える)	5,200 円/回	特別管理加算対象・特別訪問看護指示期間の場合は 1 回/週まで厚生労働省が定める状態の場合は 3 回/週まで可能
乳幼児加算	1,300 円/回	6 歳未満の乳幼児
	1,800 円/回	乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者
複数名訪問看護加算 看護師等と訪問 准看護師と訪問 看護補助者と訪問 週 1 回 (回数制 限のない場合もある)	4,500 円	一人での看護が困難である場合 (利用者、 家族の同意を得た場合) ①末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める 疾病等の方 ②特別訪問看護指示期間中であって、指定 訪問看護を受けている方 ③特別な管理を必要とする方
	3,800 円	
	3,000 円	
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	夜間とは 18 時～22 時 早朝とは 6 時～8 時
深夜訪問看護加算	4,200 円	深夜とは 22 時～6 時
退院時共同指導加算 (1 回) (がん末期等は 2 回まで開催可能)	6,000 円	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合
特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者は算定)	2,000 円	
退院支援指導加算	6,000 円	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院する日に看護師が療養上必要な指導を行った場合
在宅患者連携指導加算 (月 1 回)	3,000 円	医療関係職種間の連携による指導等

在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月 2 回)	2,000 円	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンスを行った場合
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中の訪問看護)	8,500 円	管理療養費は算定しません
訪問看護情報提供療養費	1,500 円	求めがあった市区町村や学校へ情報提供をした場合
訪問看護医療 DX 情報活用加算 (月 1 回)	50 円	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定
特別管理加算 (Ⅰ)	5,000 円	Ⅰ.在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算 (Ⅱ)	2,500 円	Ⅱ.在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門・人工膀胱を設置している状態、 真皮を越える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態
専門管理加算	2,500 円	イ：緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケアに係る専門の研修を受けた看護師、又は ロ：特定行為研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、イ又はロのいずれかを月 1 回加算する
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000 円	死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上のターミナルケアを行った場合

注：特別指示書による訪問看護：医療保険で回数制限のある方・介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示が出た場合、一月につき指示の日から 14 日を限度として（但し、ア：気管カニューレを使用している状態、イ：真皮を越える褥瘡の状態の方については、月 2 回まで）訪問看護が適用となります。

(3) その他利用料

ご利用者の選定にかかる訪問看護の提供に関する差額

営業時間内で 2 時間を超える訪問 (長時間訪問看護加算の対象外の時)	8:30~17:30	5,000 円 / 30 分毎
週 3 回を超える訪問 (回数制限のある方)	1 回	8,500 円

(4) その他利用料金

エンゼルケア (死後の処置)	15,000 円 (税込み)
----------------	----------------

16. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ② 利用者及びそのご家族の個人情報については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、及び以下の場合に使用いたします。
 - ・適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
 - ・サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
 - ・サービス利用にかかわる管理運営のため
 - ・緊急時の医師、関係機関への連絡のため
 - ・ご家族及び後見人様などへの報告のため
 - ・当社サービスの、維持、管理にかかる資料のため
 - ・当社の職員研修などにおける資料のため
 - ・医療、福祉関連実習生の学習に必要な情報収集のため
 - ・法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
 - ・損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
 - ・特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で使用する

個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連携調整等において必要な場合
- (2) 介護サービス事業者間の連絡調整に必要となる場合
- (3) 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合
- (4) 介護保険事務に関する情報提供の場合
- (5) 重要事項説明書 16 条(2)個人情報の保護について、に記載のとおり

2. 使用する期間

契約で定める期間

3. 条件

- (1) 個人情報の提供は最小限度とし、提供に当たっては関係者以外のものには漏れることのないように細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

4. 個人情報の内容

氏名、住所、利用者の心身の状況やその置かれている環境、支援を行う上での課題、健康状態、病歴、家庭状況、家族個人に関する情報

5. 肖像権について

事業者のホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌などにおいて、私の映像・写真を使用することに関して以下のように意思表示します。

- ☐ 使用に同意する （顔出し：☐ そのままあり・☐ モザイクや後ろ姿ならあり）

☐ 使用に同意しない

西暦 年 月 日

[利用者]

住所：

氏名： ⑩

[家族の代表]

住所：

氏名： (続柄) ⑩

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代ってその署名を代筆しました。

[署名代筆者]

住所：

氏名： (続柄) ⑩

【 緊急連絡（緊急相談）対応について 】

17. 緊急時の対応について

利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応するのは看護師となりますが、電話を受ける職員は看護師以外の場合があります。そのため、すみやかに看護師に連絡を行うためにいくつかの質問をさせていただく場合がございます。

- ・ 利用者の氏名
- ・ 電話をかけてくれた方の名前と間柄
- ・ 現在の状況
- ・ 折り返しの電話番号

連絡及び相談を受け付けた職員は看護師へ即時に連絡し、看護師より折り返しのお電話をいたします。

基本的には状況に応じて、緊急訪問・電話相談対応・救急搬送依頼など看護師が判断をいたしますが、電話対応した看護師以外の職員が救急搬送を指示する場合があります。

事業所内で緊急時の対応については随時看護師と連携をとっておりますので、救急搬送をお願いされた場合は従っていただくようお願いいたします。

※ 緊急時訪問看護加算を算定している利用者及び緊急性が高いと判断した利用者が訪問優先となります。

◎月～金曜日 8:30～17:30 → 看護師以外、事務職員やリハビリ職員が電話応答する場合があります。

◎月～金曜日 17:30～翌 8:30 ◎土曜日・日曜日（終日）

→ 基本は看護師が対応しますが、緊急対応中の場合は看護師以外の職員が電話応答する場合がございます。その場合はすみやかに看護師に連絡を行います。

緊急連絡先

070-3182-7171

※ 24 時間 365 日対応しております。連絡・相談は必ずこちらの番号へお願いします。

※ 緊急時の対応をご希望される場合は月に 1 度、所定の料金を算定させていただきます。

※ 緊急訪問対応を行った場合は所定の訪問看護料金をご請求させていただきます。

同意書

西暦 年 月 日

緊急連絡（緊急相談）の際の対応について文書を交付し、緊急時訪問看護加算（介護保険）及び24時間対応体制加算（医療保険）について説明しました。

事業者：東電工業株式会社

事業所：訪問看護ステーションむぎわら家

説明者： _____

緊急時訪問看護加算（介護保険）及び24時間対応体制加算（医療保険）について説明を受け、理解した上で同意します。

〔利用者〕

氏名： _____ ㊞

〔家族の代表〕

氏名： _____ ㊞

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

〔署名代筆者〕

氏名： _____ ㊞

利用者との関係： _____

18. 緊急時の連絡先

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に様態の変化などがあった場合は、すみやかに主治医・親族・居宅介護支援事業所など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	フリガナ	
	主治医氏名	
	連絡先	電話番号：
連絡先①	フリガナ	
	氏名	(続柄：)
	住所	
	連絡先	固定電話 ----- 携帯電話
連絡先②	フリガナ	
	氏名	(続柄：)
	住所	
	連絡先	固定電話 ----- 携帯電話
連絡先③	フリガナ	
	氏名	(続柄：)
	住所	
	連絡先	固定電話 ----- 携帯電話電話番号：

※ご家族様への連絡は①→②→③の順番で行います。

その他加算に関する同意の有無

下記の加算に関して同意の有無を✓にて記載ください。

1, 介護保険適応の場合

・ターミナルケア加算に ☐ 同意します (＊) ・ ☐ 同意しません >

2, 医療保険適応の場合

・訪問看護情報提供療養費の加算に ☐ 同意します ・ ☐ 同意しません >

・複数名訪問看護加算に ☐ 同意します ・ ☐ 同意しません >

・ターミナルケア療養費の算定にします ☐ 同意します (＊) ・ ☐ 同意しません >

＊本書面を併せて、ターミナルケアに係る説明および支援体制について説明を受け、計画書に同意します。

訪問看護 利用同意書

訪問看護ステーションむぎわら家を利用するにあたり、重要事項説明書を受諾し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

西暦				年	月	日
【ご利用者】						
住所：_____						
ふりがな						
氏名：_____ (印)						
電話番号 _____						
【代理人】						
住所：_____						
ふりがな						
氏名：_____ (印)						
電話番号 _____						

上記内容について「三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

【事業者】

法人名	東電工業株式会社
所在地	三重県四日市市松寺1丁目5番29号
連絡先	059-361-1133
代表者名	村松紀幸 (印)

【事業所】

事業所名	訪問看護ステーションむぎわら家
事業所住所	三重県四日市市松寺1丁目5番29号
連絡先	059-337-8126
管理者	源田 佳月
説明者	_____

(指定番号：2460290717号 三重県)